

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷六十第

行發日一月三年二十正大

論叢

サン・シ
モン派の社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

加特力教の社會論者に就て

法學博士 田島 錦治

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

時論

地租論

法學博士 小川郷太郎

小作調停法案に就て

法學博士 河田 嗣郎

說苑

舊岡山藩の社倉法に就て

經濟學士 黒 正 巖

雜錄

米國研究の必要

法學士 本庄榮治郎

性別年齢別失業統計

經濟學士 岡崎 文規

アダム・スミス生誕二百年

法學士 本庄榮治郎

加特力教社會論者に就て

田 島 錦 治

一 緒論

二 基督教的社會主義の要領。其名稱の不適當なること。社會的加特力派と社會的プロテスタント派との別。社會的加特力派と社會主義又は國家社會主義との異なる點及び似たる點。

三 加特力的社會論者に共通の點及び其二大分派 (1) 保守派、自由派又はアンジェ派、(2) 改革派、權力派又はリエージュ派。

四 保守派即ちアンジェ派の國家觀。同派の社會改良論、同派の實際の歸結。

五 ル・アレー氏の一派即ち社會平和團體派

六 改革派即ちリエージュ派の國家觀。同派の社會改良論、同派の實際の歸結。

七 結論

近來我國に於ても、謂ゆる社會問題特に勞動問題が、歐米の先蹤を追ひて、年々益々激甚となるに連れ、之が奮に經濟學者社會學者又は政治家の筆舌に依りて、縱橫論議せらるるのみならず、從來久しく之には冷淡にして相關せざる如き態度を持したる我國の宗教家特に佛教諸派は、漸く之が研究及び之が解決の施設に留意するに至れり。或宗派は近年社會問題研究所を設立し、専門

學者を聘して其講義を公開し、又は之を其宗派に屬する僧侶に聽かしめ、他の宗派は其布教師を工場鑛山又は農村に派遣して、説教を爲さしめ、以て勞働爭議小作爭議等の豫防調停の効果を擧ぐるを勉む。余の不敏なる亦某々宗派の招聘に應じて、社會問題に關する講義を爲したること數次時としては某々宗派の高僧と日を同ふして、同一の演壇に更る更る上りて、此問題の解決を叫びたること亦往々これ有りたり。

余は面前に我國佛教諸宗派が、此問題の研究及び解決に向て年々其熱心及び努力を加ふるを見て欣喜の情に堪えざるものあり。然れども顧みて歐洲の天を望むときは、彼地の宗教家は、既に前世紀の初期より之が研究に潛心し、而して之が解決に向ての奮戦苦闘は、今日に至りて益々其烈度を加へつつあり。且此等基督教僧侶の著書又は論文にして、高邁なる意見深遠なる理論を發露する者亦尠からず。余をして率直の言を吐かしむるを許さば、余は社會問題に關しては、我佛教諸宗派の智識及び行動は、彼基督教新舊各派のそれ等に及ばざる尙ほ甚だ遠しと謂はざるを得ず。然れども余の此言は、敢て彼を賞揚し我を貶抑するの意に非ず。余は此差違の寧ろ當然なるを認む、何となれば、輓近社會問題の發生は彼の我に先つこと半世紀を超え、其增長激甚の度は我的彼に及ばざるもの尙ほ甚だ大なればなり。

然れども我國に於ける社會問題は年を逐ひて増長し、而して我國佛教各宗派の之に留意するこ

と漸く大となりたる今日に於て、歐洲に於ける基督教各宗派の高僧が如何に此問題を理解し又之を取扱ふかを考査するは、蓋し無用に非ざるべし。是れ余が本論を草したる所以なり。但し本論に於ては單に基督舊教即ち加特力教の社會論者に就てのみの説明に止めたるは、一は此派の方が新教派の方より一層重要なりと思考せるが爲にして、二は起稿上の便宜に出でて、他日を待ちて更に新教派の社會論者を考究せむと欲したるに由るなり。

二

第十九世紀の初期より、歐洲諸國の基督教僧侶が漸く當時の社會問題に留意して、之を研究し且之が解決の運動に努力する者輩出したり。彼等は往々世人より「基督教的社會主義」Christian socialism, Christlicher Socialismus, le socialisme chrétien) の名を冠せられ、彼等の或派は自から進むで「基督教的社會主義者」と題せる新聞紙を發行したる者すらありたり。即ち英國プロテスタント教僧チャールレス・キングスリー¹⁾及び其同志フレデリック・モーリス²⁾、トーマス・ヒューグ等³⁾が前世紀の中頃に發行せる者はなり。

然れども基督教的社會主義なる稱號はイーリー氏の言へる如く曖昧にして、且之を定義するは甚だ困難なり。氏は曰く「⁴⁾基督教的社會主義は異なる多くの事を意味す、其常に意味する一事

1) Charles Kingsley 1819-1872.
2) Frederick Maurice 1805-1872.
3) Thomas Hughes.
4) R. T. Ely, Socialism and Social Reform, 1894, p. 89.

は同胞的愛にして、これは基督教の一要素なり。基督教的社會主義に従へば、吾人は常に我基督教を實地に活用するを要す、即ち此教に依りて毎週の七日吾人の生活を市場に於ても亦教會堂に於ても支配するを要す。此主義は自稱基督教徒の日常生活の大部分を占むる所の詐欺及び偽善を排斥す。又此主義は吾人の利益はすべて編み結ばれ何人も他の人々が苦惱せる間に眞に幸榮なること能はざるべき社會連帶の道理を吾人に教ゆ。以上の外に吾人は全體としての基督教的社會主義に就て尙ほ言ふべき所を知らず。果して然らば此主義は吾人が之を經濟上の諸問題に適用せんとするに方りて甚だ曖昧漠然たる無きを得んや。勿論重要問題は「如何に吾人は此等の同胞的愛の道義を世界の業務に適用すべきや」に在り」と。

基督教的社會主義の名稱の不適當にして、誤解を招き且全然謬れる世評を受くる虞あることはカール・グリンベルグ氏 (Carl Grünberg) 之を指摘す。氏は謂へらく若し社會主義なる意義を正當に理解せば、基督教的社會主義といふ如き者は有り得べからず。社會主義とは、吾人の經濟的秩序を集産の形成に改むる爲に其主義上私有財産制を否認するものなれども、基督教義は決して原則に於て私有制を排斥し、又は集産制を賞揚したることなきのみならず、謂ゆる基督教的社會的 (Christlich-sozial) なる形容詞を冠する諸黨派及び其辯士等は、一般に只現行の秩序の重なる基礎の維持の下に一改革 (eine Reform) を行はむことを目的とする者なり。¹⁾

1) Elster, Wörterbuch der Volkswirtschaft, 2te Aufl. 1906, I. S. 612.

蓋し謂ゆる基督教的社會主義者の中には、過激なるあり、温和なるあり。正統派經濟學者に接近するあり、マルクス派社會主義に似たるものあり、又はワグネル等の國家社會主義に近き者あり。然れども一般に言へば基督教的社會主義の綱領は、基督教の教訓の下に諸經濟問題の解決及び社會改造の設計を求むるに在るはジード・及びリスト両氏の著書の指摘せるが如しとす。¹⁾而して此書に此等基督教的社會派 (Les écoles sociales chrétiennes) の先驅者として加特力教の教授ツター氏 (de Coux) を擧げたり。氏は千八百三十二年に於て *Essai d'Économie Politique* なる書を著はし、曰く『加特力教は其諸實踐的結果の下に、未だ曾て地球上に與へられざりし所の最も驚異すべき社會經濟上の統制 (le plus admirable système d'économie sociale qui ait jamais été donné *de la terre*) を含む』と。ジード氏等が基督教的社會主義なる名稱を避けて、基督教的社會派の名稱を用ひたるは甚だ可なり、而して氏は更に此派を大別して社會的加特力派 (Catholicisme social と社會的プロテスタント派 (Protestantisme social) の二派となし、別にル、ブロー派 (l'école de Le Play) に獨立の位置を與へたるは、先づ余輩の意を獲たるものなり。²⁾

基督教的社會派は之を社會主義と同視すべからざるは既に述べたるが如し。而して此派の一大分派たる社會的加特力主義に屬する人々は極力自派の主義が社會主義と氷炭相容れざるものなるを辯説す。シャール、アントワンの如きは其一人なり。氏は曰く『社會主義は羅馬教會より明

1) Gide et Rist, *Histoire des Doctrines Économiques*, 4e éd., 1922, p. 576 et 577.

2) Gide et Rist, 前掲 p. 577-611.

文を以て罰せられたるものなり。社會主義は(1)安定せる私有財産を破壊し、(2)諸種の私權を國に沒收する二目的の上に築かれたる主義なれども、如何なる加特力信徒も斯の如き説に署名するを得ず。加之集産主義(collectivisme)は階級争闘を説き、無産者の雇主に對抗し、労働の資本に對抗する衝突を宣傳すれども、加特力教は平和、結合、調和を諸社會階級の間に復興せんと欲す。斯の如く、個々別々に執る所の主義(principes)に關し、各々實行する所の手段に關し、各々提出する目的に關して極度に反對する所の二箇の改革(«deux réformes») (社會主義と加特力主義とを指す)を同一視せんとするは恰も光明と暗黒とを同化せんとするに均し」と。¹⁾

アントワン氏は只二三の加特力派著者の中に加特力的社會主義者の稱號を受く可き者ありたれども、其餘の總ての加特力教に屬する諸司教、諸司祭、俗人にして、知名の人々、リエーヂ會議又はアンジエ會議の列席者、佛國並に白、獨、英の加特力教徒は概して社會主義に非ざる加特力主義を抱持するものなるを力説す。

アントワン氏は更に進んで、加特力主義が國家社會主義と大に異なるを説明す。氏は以爲らく、國家社會主義の重要な諸要素の一を成すものは、國家をして社會改革を成さしむる爲に、私經濟的秩序又は労働の制度(«le régime du travail»)に對する不法なる干涉權(«un droit d'intervention illégitime»)を國家に與ふるに在り。然れども何れの加特力教徒も、羅馬教會及び自由なる私

1) Ch. Antoine, Cours d'économie sociale, 6^eéd. Paris, 1921, p. 256-7.

人的又は團體的諸發起事業 (libres initiatives privées ou collectives) を蔑にして、國家に社會秩序を
進め又は之を守るべき任務を與ふるを得ず。何れの加特力教徒も、國家の干涉が公益に向て單に
利あり (Simplement utile au bien général) との口實の下に (例へば家族、財産制、勞動契約の如き)
私的秩序の事件に對して國家が下手なる干涉を爲す權限を與ふるを得ず、と。

氏は最後に、國家社會主義と國家の經濟秩序の中に加ふる總ての干涉とを混同するは明白なる
不正確に陷られるものなるを論ず。要するに氏は、國家の干涉が自然法則 (droit naturel) に合致
し、且社會の公益に向て道德上必要なる時は、此干涉は正當にして、決して社會主義の陰影を帶
ふる者に非ずと思考するなり。

佛國經濟學者例へばジード氏、ホール・ルロワ・ポーリュエ氏、アントワン氏等が獨逸の社會
政策を主張する學者例へばワグネル、シュモレル等の説を指して國家社會主義と呼ぶは、尙可な
りとするも、アントワン氏が此主義を以て不法なる干涉權を國家に與ふるものなりとの考は果し
て正當なりや。國家が苟もクーデターを斷行せざる限り、憲法并に法律に遵據して、社會政策を
實行するに方り、私權又は私益に對して或干涉を爲すは、寧ろ合法の措置に非ずや。次に加特力
教派の常に唱道する自然法則の意義も往々茫漠不確實を免がれず、而して彼等が概して羅馬教會
を國家より上位に置くの意見を抱きて之を明言又は暗示するは注意すべき要點なりとす。此點は

前掲アントワン氏の語言中に暗示せらるゝ所にして、之を最も露骨に公表せるは、加特力社會主義の最も古き代表者として著名なるツ、ラマンネイ氏 (De Lamena^{千七百八十二年生れ千八百五十四年卒す佛國人}) なりとす。氏は諸帝王を以て人民の壓制者となし、諸帝王に反對して人民と社會とを結合せんと望み、其發行せる (L' Avenir) 誌上の標語 "Séparez vous des rois, tendez la main au peuple" (諸國王と別れて、手を人民に差出せよ) は當時大に加特力教會并に各國朝廷を震撼したるものなり。ラマンネイ氏は之が爲に當時の羅馬法皇第十二世 (千八百二十三年 乃至二十九年) 及びグレゴリー十六世 (千八百三十一年 至乃四十六年) の忌諱に觸れたり。蓋しラマンネイ氏の如きはアントワン氏の謂ふ所ろ二三の例外に屬する一人にして、爾後多數の加特力學者は、國家の重要を求め、其任務の範圍に就ては、縱令國家社會主義の思考する如き廣汎のものと爲さざれども、自由經濟學派特にマンチスター派の主張する如き狹隘のものに非ざるは前掲アントワン氏の言に徴するも亦明なりとす。

以上縷説する所に依るに、齊しく加特力派に屬する社會論者に種々の分派あるを見る。以下少しく此分派に就て考察する所にあらむ。

三

加特力的社會論者の意見は、固より一にして足らず、之を一々茲に掲載論評するを得ずと雖も

彼等に共通なる諸點は、(1) 彼等は一般に羅馬教會に對して忠誠を守り、教會の決定及び指揮に服従し。(2) 社會的疾患、即ち都市農村鑛山等に於ける勞働問題等を救済解決するに就て、頼るべき第一位の力は、教會、正義及び基督教的慈善に在るを確信し。(3) 一齊に社會主義に反對すると同時に、又マンチスター派の自由主義不干渉主義を排斥するに在り。從て彼等の勸説する所の各種社會事業は彼等の各派を通じて、同一なるもの尠からず、例へば節約、共濟、及び各種勞働組合等に關する諸事業の如きは是なり。

夫れ斯の如く加特力的社會論者は共通の意見を持ち、又同様の事業遂行に努むと雖も、何時となく、別れて二大分派となりたり。其一是保守派、自由派、又はアンジエ派 (le groupe des conservateurs, l' école de la liberté, l' école de Liège) と呼ばれ、其二是改革派、權力派、又はリエージュ派 (le groupe des réformateurs, l' école de l' autorité, l' école de Liège) と稱せらる。此両派の各の第三の異名は、前者は前年佛國アンジエの會議(千八百九十年)、後者は白耳義リエージュの會議(千八百八十七年)に於て討議せられ、決定せられたる主義及び綱領を各々遵守するに依りたるものなり。其一を保守派といひ自由派といひ、他を改革派といひ權力派といふも、實は黑白といふが如き明確なる區別には非ず。只保守派は他の者より經濟的及び社會的秩序に於ける自由を重視し改革派は他の者より權能ある權力 (l' autorité compétente) 即ち啻に國家のみならず、其他正當

なる權力を重視す、是れ此區別の由りて來る所なり。

更に此兩分派に屬する人々に就て見すれば、其懷抱する意見、執らんと欲する方針も亦必ずしも一樣ならず。余は未だ此等に就て一々精査するの暇を得ざるを以て、暫くアントワン氏が此兩派の意見及び態度を

- (1) 國家の目的及び任務
- (2) 社會改良
- (3) 實際の歸結

の三項に分ちて比較論評せる所を左に要約せんと欲す。¹⁾

四

先づ保守的加特力派より考察するに、彼等の國家觀は果して如何ん。

此派は國家が勞働制度及び經濟秩序に就て干涉し得るは、只個人の權利及び嚴密完全交換的な正義 (la justice stricte, parfaite, commutative) を保護するの場合に限らるべしと思考す。故にテュー氏 (M. Thery) は曰く『國家は弱者の守護者に非ずして、權利の守護者なり。國家は弱者の權利が侵害せられ、而も其力之を防守するに足らざる時に干涉す……公益に就ては、それは總て

1) Antoine, p. 261-294.

先づ權利の利益の中に存す』と。

同派の高僧フレッツェン(Mgr. Freppel)が曾て同派の組織する『加特力政治社會經濟協會』に於て發表したる左の意見は一同の賛成を得たり曰く國家が各人の諸權利を保護する爲め、明白に神及び道德の法に背戾せる諸弊害を抑制する爲めに、勞働世界に干涉することは、最も善し。國家が己れに屬する諸事業に於ける勞働の規定に由りて模範を示すは、亦甚だ可なり。是れ國家の本分なり、其任務なり。然れども其餘に向つては、吾人は只忠誠と自由とを以て足れりとす』と。

フレッツェル氏の擧ぐる所の諸權利の保護と諸弊害の抑制との二綱領は同一に非ず。後者は前者よりは廣き範圍を有すべし、何となれば、國家は權利が毫も侵害せられざる時と雖も、苟も個人又は家族の不秩序又は其他の弊害は之を抑制するを得ればなり。例へば婦女の過度の勞働の禁止は、此第一の綱領に従ひ、此派の學者の一齊に主張する所なり。蓋しフレッツェル氏の意見はテラー氏よりは國家の任務を一層廣く解釋したれども、予輩が後に述べんと欲する改革派若くは權力派の意見に比すれば、尙甚だ狹隘なりとす。従つて前者の社會改良策及び其實際の歸結は、後者に比して濃淡厚薄大に其趣を異にするは固より當然なりとす。

保守派若くは自由派に屬する人々は、個人的及び團體的自由に依りて補助せらるゝ羅馬教會の行爲を社會改良の根本原則と宣布し、フレッツェル氏がアンジェ會議(Congrès d'Angers)に於て個

人の自由、總て其合法的結果を有する組合の自由權利の保護及び弊害の抑制に限られたる國家の干渉を以て勞働問題解決の綱領と爲さんと欲する宣言に同意したり。氏は此綱領を敷衍し、勞働者の身體職業及び團結の自由を説き、雇主と勞働者との間に組織せらるべき組合を組合中の最善のものとして説き、法人格及び團體財産を有する自由を擧げ、動産的又は不動産財團を作るの自由を高調し、若し此自由なければ、何事も眞面目に又有効に遂行せられずと附言し、最後に加特力教徒に向つての自由、教會が養老院孤兒院其他種々の保養所救護所等慈善的施設を爲すの自由を擧げ、此等の慈善的施設を勞働者の利用に供する自由なる語を以て、數多列擧せる自由なる語の最終と爲せり。氏の結語に曰く『我輩の加特力政治社會經濟協會 (Société catholique de l' Economie politique et sociale) の標語は只正義、慈善、自由の三語より成る』¹⁾。

アンジエ派の國家觀及び社會改良觀は前述の如し、然らば其實際^{〇〇〇}の歸趨は如何ん。此派は政府に一の改革を施すべきを論ず、而して其改革は、市町村に或權力を附與し、又は中央政府の指揮監督の下に在る州縣の組織を復舊して、現在の中央集權の組織を稍々地方分權的たらしめんと欲す。

家族制度に關しては、此派は家族を維持し其統一を鞏固ならしむるを要すと思考し、之が爲には父たる者に遺言の完全又は相對的自由を與へて、財産の無限に分散するを防止すべきを論ず。

1) Revue cath. des instit., 1890, t. II, p. 426. (Antoine, p. 265.)

蓋し佛國等歐洲大陸諸國の相續法が概して諸子分割相續制を執れるは、此派並に此派に近きル。プレー派の祝て以て缺陷と爲す所なり。

此派は、家族間の父子關係 (paternité) と同様のものが、仕事場、工場、及び農村に於て、工主と労働者との間及び地主と小作人又は雇農夫との間に、道徳上より見るも、又經濟上より見るも、確立維持せられざるべからずと思考す。此派は、社會的平和を確立する爲に自由なる基督教の組合を作らんことを望み、家庭に於ける婦女の労働を勸奨し、婦女小兒の保護、彼等の労働の制限を主張し、業主に勸むるに其労働者に向て健康に適し、家族の團樂を固め及び一家たる體面を保つに足る住宅を建つべきこと、及び労働者をして其家の財産調度を得るを容易ならしむる組合を設立すべきことを以てす。貯蓄の奨勵、及び之に向ての諸制度の設立は、此派の最も意を用ふる所、而して貯蓄を容易ならしむる好方便として、節酒を説き、アルコーリズムは家族を零落せしめ、健康及び道徳を破壊するものとして之に反對す。此等の實際上の歸結は其大部分はアンジエ會議に於て宣言せられたるものなり。

五

前述自由派、保守派若くはアンジエ派に頗る接近すれども、別に異彩を放つものをル、プレー

氏 (Frédéric Le Play, 1806-1882) の一派即ち社會的平和團體 (Union de La Pais Sociale) と稱す。氏は千八百五十六年に La Société d' Economie Sociale (社會經濟協會) を設立し、千八百八十一年以來 La Reforme Sociale と稱する機關雜誌を刊行したり。氏は既に千八百六十二年に於て此雜誌と同名の一書を著し、Montalembert 氏は此書を頌して、此世紀に於ける最も獨創的、最も勇敢に、最も有益に、總ての關係に於て最も有力なるものなりと言へり。これ頗る過褒の嫌あれども、此書に述ぶる所の佛國の將來に關する先憂先見が恰もの中したる所多かりしはジード氏の指摘せる如し。¹⁾

ル、プレー氏は、古今を通じて人間社會の基礎を成す所の大原則は、宗教、家族及び財産、勞動、長上の保護 (la patronage) なり。と思考したり。然れども氏は、社會秩序の基礎たるべき宗教は必しも加特力教に限らずと思考したるは注意を要す。氏は氏の當時に於て人民が政治上又は宗教上徒らに黨を分ち派を異にして互に紛争騷議するの毫も社會平和の研究に益なきを痛論したり。是故に氏の派を代表する有名の人士は世の學者が往々此派社會的加特力派の一に列するを喜ばずして、此派の教ふる所は純然たる科學的のものにして、宗教的に非ざるを宣言せり。²⁾ 然れどもル、プレー派の中には常に多數の加特力教徒の群ありて、社會問題に關しては公然彼等の謂はゆる真正なる宗教の干涉、即ち羅馬教會の權力の干涉を要求したり。

1) Gide et Rist, Histoire des Doctrines Economiques. 4e éd., 1922. p. 580.

2) Le Play, Les ouvriers européens, 2e édit. t. I. p. 594; Aotoinne, p. 267; Gide et Rist, p. 580 下註

クロードオ、ジャンネ氏が此派の主義綱領として指摘せる所は肯綮を得たるものの如し。氏に依れば此派は常に道徳的要素を經濟的生活の中に入れんと欲す。詳言すれば、神の法及び特別に羅馬法王の教訓を遵奉すること、家族の財産の繼承及び諸子教育の見地よりする家族の自由を確保すること。弱者及び無資者は基督的慈善の施與に依り、及び信心なる寄附財團に依りて救濟すること。市町村及び州 (Province) に國民的統一及び正當なる政治的中央集權と適合し得べき範圍の自治權を與ふること。自由組合及び企業主の其雇傭労働者に對する溫情的保護 (patronage) に依りて平和を確立すること等は此派の綱領とする所なり¹⁾。而して此綱領がアンジェ會議の結議に同意せるは明白なりとす。

六

余は前の四五兩節に亘りて加特力的社會論者の第一派たる自由派保守派即ちアンジェ派及び之に近接せるル、プレー派即ち社會平和團體派の主義綱領を説明したり。以下第二派たる改革派權カ派即ちリエージュ派に就て述ぶる所あるべし。

此派に屬する加特力教徒は、皆佛國大革命の結果たる現代の社會的經濟的秩序を以て全然惡化するものと思考し、自然法則 (loi nature) 及び基督教義の原則に従ひて之を改革することに同心

1) Claudio Jannet, Pólybiblion, 1891, p. 301.

協力する者なりとす。此派の創立者の重なる人は佛國に於ては de la Tour, du Pin, de Mun 諸氏にして、白耳義に於ては Potier, le P. Ruten, le P. Vermeersch 諸氏なり。今左に此派の國家觀、社會改良論、及び實際の歸結の三點に就て逐次説明する所あるべし。

第一 國家の觀念に就ては、リエージュ派の主張はアンジェ派又はル、ブレイ派に比して、國家の任務を一層積極的に考察する點に於て大に異なれり。アンジェ派の意見は既に第四節に述べたるが故に茲に再述せず。而してル、ブレイ氏の意見は、人は生れ乍らにては不完全の動物なり。既に長じても亦絶えず過誤を繰返すものなり。故に之を改良する爲に、換言すれば此等の不完全なる人々より成れる社會の改良 (la réforme sociale) の爲には權力 (autorité) を必要とす。諸權力の中にて最先に依頼すべきは自然的權力 (authorités naturelles) にして、即ち貴族 (不幸にして佛國の貴族は無資格なり)、大地主 (grands propriétaires)、企業主 (patrons) 實際の經驗に富む識者 (sages) 次は地方自治體の權力にして市町村を先とし、州縣を後とす、而して最後に國家は上掲の諸權力の及ばざる所に向て始めて干渉し得べきものなり。國家の干渉の必要は恰も國民の病的狀態を示すものなれば、此干渉の度は即ち社會弊害の度を示すものなりとなす。

リエージュ派の國家の任務と思考する所は斯の如き消極的のものに非ずして、頗る積極的なり。其主張に従へば、國家は社會の利福を興す爲に組織せられたるものなり。而して社會は其大部分

は勞働階級より成る、故に國家は此階級の爲に其最も周到なる注意を爲さざるべからず、然らざれば國家は其任務荒廢の責を免がれず。人或は曰く、國家は其主義として正義を尊重すべきものなりと、此言は未だ盡さざる所あり。國家は此外に其總ての任務を盡す爲に社會の幸福を増進せざるべからず。而して社會の幸福は單純に正義のみに從屬せずして、他の數多の要件就中其大部分を占むる所の勞働の諸要件に從屬するものなり故に國家は勞働をして社會一般の隆昌と幸福とに均霑同化せしむる爲に、勞働の保護に就て干渉するを要すといふに在り。¹⁾

第二 社會改良に關しては、此派は過度なる自由及び個人主義の弊害を指摘し、之を矯正する爲には、羅馬教會及び基督的慈善事業の扶掖を假り、賢明穩健且進歩的なる國家法律の保護に依り個人並に自治團體の發起に待たざるべからずと思考す。千八百八十七年のリエージュ會議に於て高僧 Fischer が述たる所は恰も此派の意見を代表す、曰く「社會問題は基督教的道德に從ひ、正義及び慈善の法則に從ひ、企業主と勞働者との間の關係を規律するに在り……我社會及び我宗教の將來は、一に繋りて此問題及び其解決に存す。此社會問題を解決する爲には企業主と勞働者との間の協調を必要とすれども、此善良なる理解の外に、企業主と勞働者との關係を正直に且衡平に規律する所の社會的立法(legislation sociale)を必要とす」云々。

第三 實際の歸結即ち解決に關しては同じリエージュ派に屬する人々の中にも種々異なる方案

1) Gide et Rist 581 et 582; Antoine, p. 270. La Cività, 1891.

を有する者あれども、概して次に掲ぐる數項に同意するものの如し。

(1) 企業主と労働者との間の關係を調和する最良方法の一として、往昔行はれたる同業組合(association)を復興すること。但し其嘗て經驗せる缺點を排除して、現代の事情に適合せしむること。

(2) 國家は株式會社に對し適當なる制限法を設けて、其小企業を壓抑し、獨占的利益を壟斷するの弊を除く可きこと。

(3) 職業者の組合即ち企業者組合、労働者組合等を保護する法律を制定し、労働紛議仲裁の機關を常設すること。

(4) 労働者をして清廉質素なる生計を維持するに足る丈の最低賃金を公共的規約に由りて定むること。及び各職業に就て標準賃金を定むること。

(5) 労働時間の最大限を定むること。及び職業組合に於て労働の標準時間を定むること。

(6) 企業主をして其當然の義務として、労働者の不慮の災害に對する保險資金庫を設けしむること。此金庫は企業主の側と労働者の側とより各々同數の委員を出して管理せしむること。政府は労働者の疾病老年及び失業に對する強制保險の制度を設くべきこと。

(7) 婦女は其年齢の如何に拘はらず、之を鑛坑に雇使するを絶對に禁止すること。婦女及び十八

年以下の少年の夜業を禁ずること。産婦の勞働は分娩後一定の期間之を禁止すること。

(8) 日曜日の勞働の法律的禁止。

七

以上叙述する所を以て余が前兩節に述べたる所と對照すれば、リエーツ派がアンジエ派又はル、ブレー派よりは國家の社會改良に對する任務を一層重要視し、社會改良に向て一層多大なる積極的施設を要求するものなるを知る。然れども之を要するに、此三派に共通の理想は社會的病弊を救治すべき根本的要素は宗教及び道德に在りと思考し、而して保守派及び改革派の兩者は其加特力社會論者なる名稱の示す如く、羅馬加特力教會を首位に置きて、國家の權力も諸職業者の組合の威力も一に加特力教の示す所の神法即ち自然法則に遵由すべきものなりとす。彼等が加特力教以外に教法なきが如く論斷するは、固より偏執獨斷の議を免かれずと雖も、其所屬の宗旨に熱心忠實なるは亦諒とするに足るものあり。而して彼此兩派が齊しく一面には彼のマンチエスタ一派の個人自由主義の誤謬を指摘し、他面にはマルクスやラツサール等の極端なる社會主義革命主義に對して旗鼓堂々戰を交えて、歐洲各國の赤化を防ぎ止め又は防ぎ止めつつあるの功績に至りては之を特筆大書せざる可からず。今や我國に於ても社會問題は日を逐ふて激甚となり、一知

半解の徒又は賣名の輩我國の歴史慣例を無視し、我國體及び家族制度の世界に冠たる所あるを忘れて、徒らに歐米赤紙の僻論邪説に心酔し、過激の筆舌を弄して多數無辜なる勞働階級を煽動する者日に月に其數を増しつつあり。斯の如き時に方りて學者が穩健中正の言説を公にするの要あるは固より論なしと雖も、社會に大潛勢力を有する宗教各派、特に佛教各派が奮て社會問題の研究及び解決の運動に盡力せらるること彼の歐洲に於ける加特力社會論者の如くならんには其効果は必ず顯著なるものあるべきは余輩の寸毫も疑を容れざる所なり。(完結)